

注1)「監視等」とは、認定施設の要件が満たされている事の確認を行うことです。(取扱要綱4-3)

注2)「荷口確認」は輸出の都度行いますが、直近3回の荷口確認において問題が認められなかった場合は、月1回まで減ずることができます。(取扱要綱4-2(2))

注3) 梱包された冷凍品のEU向け輸出水産食品を、梱包を解かずに保管のみを行う施設又は米国向け輸出水産食品取扱認定施設が認定品目と同一品目のみを申請する場合は、スクリーニング機関への施設認定申請及び農林水産省への確認審査申請は不要です。(取扱要綱4-1(1))